

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、
生活にお悩みの皆さまへ

おもて

かね しごと じゅうたく せいかつ かん そうだんまどぐち あんない
お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、
家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？

門真市では、相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど、
専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた
提案や、解決までのお手伝いをします。おひとりで抱え込まずに、
どのようなことでも結構ですので、まずはお話をお聞かせ下さい。

収入が減って
家計が苦しい

失業して、
家賃が払えない

公共料金に
滞納がある

求職活動が
うまくいかない

相談相手
がない

そうだんむりょう
相談無料

お問合せ先

かどまししゃかいふくしきょうぎかい

門真市社会福祉協議会

住所：門真市御堂町14番1号 門真市保健福祉センター内

電話：06-6902-6453

受付時間：平日 10:00～16:00 (12:00-12:45は除く)

※感染予防で混雑を避けるため初回相談時は申請書類キットを配布します。
※うら面のチェックリストで要件に該当するかご確認いただき、すべての
項目にチェック☑が付いた方は、受付時間に事前に電話にてご連絡ください。

住居確保給付金のご案内

うら

令和2年4月20日から対象者が広がります

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、**家賃相当額**を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



仕事がない(減った)
家賃が払えない...



住居確保給付金の支給により、
安定した生活を送ることができます。

主な給付要件チェックリスト

項 目					チェック欄		
①離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により減収し、住宅を失っているまたは失うおそれがありますか？					<input type="checkbox"/>		
②申請する月の世帯全員の収入が下記の 収入基準額※ 以下ですか？					<input type="checkbox"/>		
基準額	+	住居の家賃額		=		収入基準額※ 世帯人数ごとの基準額に実際の世帯人数ごとに定められた上限内の家賃額を足した額	
84,000円(1人世帯)		【 】円	上限39,000円(1人)				【 】円
130,000円(2人世帯)			上限47,000円(2人)				
172,000円(3人世帯)			上限51,000円(3人)				
214,000円(4人世帯)	上限51,000円(4人)						
③申請する月の世帯全員の資産が下記の 資産の基準※ 以下ですか？					<input type="checkbox"/>		
世帯人数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	<input type="checkbox"/>		
資産の基準※	504,000円	780,000円	1,000,000円	1,000,000円			
④上記①の状態になる前に 主たる世帯維持者 でしたか？					<input type="checkbox"/>		
⑤ハローワークに求職の申し込みをし 求職活動 をしますか？					<input type="checkbox"/>		

○すべての項目にチェック☑が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす**可能性が高いため**、おもて面の**門真市社会福祉協議会**へ**受付時間内**に**電話**にて相談してください。